

JIS

建築用下地調整塗材

JIS A 6916 : 2021

(NSK/JSA)

令和 3 年 2 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
(委員)	植 木 暁 司	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	興 石 直 幸	一般社団法人日本建築学会（早稲田大学）
	清 家 剛	東京大学
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会（三井ホーム株式会社）
	田 辺 新 一	早稲田大学
	永 井 香 織	日本大学
	原 智 彦	断熱・保温規格協議会
	福 田 孝 晴	一般社団法人日本建設業連合会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会（藤野アトリエ一級建築士事務所）
	真 野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	村 川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタン ト・相談員協会（鎌倉市消費生活センター）
	山 崎 徳 仁	独立行政法人住宅金融支援機構
	吉 田 可保里	T&T パートナース法律事務所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 58.11.1 改正：令和 3.2.22

官 報 掲 載 日：令和 3.2.22

原 案 作 成 者：日本建築仕上材工業会

（〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-7-1 扇ビル TEL 03-3861-3844）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：建築技術専門委員会（委員長 伊藤 弘）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び呼び名	2
5 品質	2
6 原料及び製造	4
6.1 原料	4
6.2 製造	4
7 試験	5
7.1 試験の種類	5
7.2 試験室及び養生室の状態	5
7.3 試験用基板	5
7.4 試料の調製	5
7.5 試験体の数	6
7.6 低温安定性試験	6
7.7 軟度変化試験	6
7.8 耐ひび割れ性試験	7
7.9 初期乾燥によるひび割れ抵抗性試験	7
7.10 耐衝撃性試験	7
7.11 曲げ強さ試験	8
7.12 圧縮強さ試験	8
7.13 付着強さ試験	8
7.14 吸水試験	12
7.15 透水試験	13
7.16 長さ変化試験	14
7.17 仕上材が複層仕上塗材の場合の耐久性試験	14
7.18 仕上材がセラミックタイルの場合の耐久性試験	16
8 検査	18
9 表示	18
附属書 A (規定) タイル張付け用モルタルの品質	19
附属書 B (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	23
解 説	27

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本建築仕上材工業会（NSK）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 6916:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 4 年 2 月 21 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 6916:2014** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

建築用下地調整塗材

Surface preparation materials for finishing

1 適用範囲

この規格は、建築用仕上塗材、塗料、セラミックタイルなどによる内外装仕上げ工事の下地調整のために使用する下地調整塗材について規定する。

技術上重要な改正に関する旧規格との対照を、**附属書 B** に示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1129-1** モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第1部：コンパレータ方法
- JIS A 1129-2** モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第2部：コンタクトゲージ方法
- JIS A 1129-3** モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第3部：ダイヤルゲージ方法
- JIS A 1171** ポリマーセメントモルタルの試験方法
- JIS A 1408** 建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法
- JIS A 5209** セラミックタイル
- JIS A 5371** プレキャスト無筋コンクリート製品
- JIS A 5430** 繊維強化セメント板
- JIS A 6909** 建築用仕上塗材
- JIS P 3801** ろ紙（化学分析用）
- JIS R 3202** フロート板ガラス及び磨き板ガラス
- JIS R 5201** セメントの物理試験方法
- JIS R 6252** 研磨紙
- JIS Z 8401** 数値の丸め方

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

主材

セメント、骨材、無機質粉体、混和剤などを原料として調整・調合した粉状のもの